

＜ファースト＞ビジネスWeb利用規定 新旧対照表

改訂前	改訂後	改訂理由
<p>第1条 サービス内容</p> <p>(1) 〈ファースト〉ビジネスWeb（以下「本サービス」といいます）とは、本サービス所定の申込手続きを完了した契約者（以下「契約者」といいます）がパソコン等の端末機（以下「パソコン」といいます）を通じて、インターネットにより当行に、「残高照会」「入出金明細照会」「振込明細照会」「振込振替」「税金・各種料金払込み」等の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービス（以下「Web アンサー」といいます）、および、「総合振込」「給与振込・賞与振込（以下「給与（賞与）振込」といいます）」<u>「地方税納入サービス」</u>「預金口座振替」「代金回収サービス」依頼データの受付を行うサービス（以下「Web 伝送」といいます）をいいます。</p> <p>(2) 各サービスの詳細については、本規定の「Web アンサー編」、「Web 伝送編」によるものとします。</p> <p>(3) 本サービスを利用するに際して利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは当行所定のものに限ります。</p> <p>第2条～第3条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>第4条 利用口座</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 契約者は利用口座のうち、普通預金または当座預金の何れか1口座を代表口座として届け出ていただきます。代表口座はサービス利用基本手数料（以下、「基本料」といいます）の引落口座、照会口座、振込振替による振込振替資金の支払指定口座、税金・各種料金払込みによる払込資金の支払指定口座、総合振込・給与（賞与）振込・<u>地方税納入サービス</u>の資金決済口座、振込手数料・給与振込手数料・取扱手数料・<u>地方税取次手数料</u>の引落口座を兼ねるものとします。また、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。</p> <p>(4) 代表口座以外のサービス利用口座は、照会口座、振込振替による振込振替資金の支払指定口座、税金・各種料金払込みによる払込資金の支払指定口座、総合振込・給与（賞与）振込、<u>地方税納入サービス</u>の資金決済口座、振込手数料・給与振込手数料・<u>取扱手数料</u>・<u>地方税取次手数料</u>の引落口座を兼ねるものとします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) Web 伝送による総合振込・給与（賞与）振込、<u>地方税納入サービス</u>の資金決済口座および振込手数料・給与振込手数料・<u>取扱手数料</u>・<u>地方税取次手数料</u>の引落口座は、利用口座のうちあらかじめ支払指定口座として届け出いただいた口座に限ります。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>第5条 手数料等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>第1条 サービス内容</p> <p>(1) 〈ファースト〉ビジネスWeb（以下「本サービス」といいます）とは、本サービス所定の申込手続きを完了した契約者（以下「契約者」といいます）がパソコン等の端末機（以下「パソコン」といいます）を通じて、インターネットにより当行に、「残高照会」「入出金明細照会」「振込明細照会」「振込振替」「税金・各種料金払込み」等の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービス（以下「Web アンサー」といいます）、および、「総合振込」「給与振込・賞与振込（以下「給与（賞与）振込」といいます）」<u>（削除）</u>「預金口座振替」「代金回収サービス」依頼データの受付を行うサービス（以下「Web 伝送」といいます）をいいます。</p> <p>(2) 各サービスの詳細については、本規定の「Web アンサー編」、「Web 伝送編」によるものとします。</p> <p>(3) 本サービスを利用するに際して利用できるパソコンの機種およびブラウザのバージョンは当行所定のものに限ります。</p> <p>第2条～第3条</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>第4条 利用口座</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 契約者は利用口座のうち、普通預金または当座預金の何れか1口座を代表口座として届け出ていただきます。代表口座はサービス利用基本手数料（以下、「基本料」といいます）の引落口座、照会口座、振込振替による振込振替資金の支払指定口座、税金・各種料金払込みによる払込資金の支払指定口座、総合振込・給与（賞与）振込<u>（削除）</u>の資金決済口座、振込手数料・給与振込手数料<u>（削除）</u>の引落口座を兼ねるものとします。また、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。</p> <p>(4) 代表口座以外のサービス利用口座は、照会口座、振込振替による振込振替資金の支払指定口座、税金・各種料金払込みによる払込資金の支払指定口座、総合振込・給与（賞与）振込<u>（削除）</u>の資金決済口座、振込手数料・給与振込手数料 <u>（削除）</u>の引落口座を兼ねるものとします。</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(6) Web 伝送による総合振込・給与（賞与）振込 <u>（削除）</u>の資金決済口座および振込手数料・給与振込手数料 <u>（削除）</u>の引落口座は、利用口座のうちあらかじめ支払指定口座として届け出いただいた口座に限ります。</p> <p>(7) (省略)</p> <p>第5条 手数料等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>地方税納入サービス終了に伴い記載を削除</p> <p>地方税納入サービス終了に伴い記載を削除</p>

＜ファースト＞ビジネスWeb利用規定 新旧対照表

<p>(3)本サービスにより Web 伝送を行う場合は、当行所定の振込手数料（消費税等相当額を含みます）、給与振込手数料（消費税等相当額を含みます）、<u>取扱手数料（消費税等相当額を含みます）、</u><u>地方税取次手数料（消費税等相当額を含みます）、</u>取消手数料（消費税等相当額を含みます）を支払指定口座から引落します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5)当行は前記(1)、(2)、(3)の手数料およびその支払方法を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。基本料、振込手数料、給与振込手数料、<u>取扱手数料・地方税取次手数料、</u>取消手数料以外の本サービスにかかる諸手数料についても、新設または改定する場合があります。</p> <p>第6条～第27条 (省略)</p> <p>第28条 Web 伝送の利用 Web 伝送の利用については、Web アンサー契約者の方で、当行が申込を承諾した方に限らせていただきます。また、利用申込書による届け出により Web 伝送の契約者（以下「伝送契約者」といいます）は、Web 伝送における次のサービスを利用できるものとします。</p> <p>① 総合振込 ② 給与（賞与）振込 <u>③ 地方税納入サービス</u> ④ 預金口座振替 ⑤ 代金回収サービス</p> <p>第29条 総合振込 (省略)</p> <p>第30条 給与(賞与)振込 給与（賞与）振込は、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者と当行の間で締結した「Web 伝送による給与振込に関する契約書」の定めによるものとします。</p> <p>(1) サービスの内容 当行は伝送契約者からの依頼による Web 伝送を利用した、伝送契約者が伝送契約者の役員ならびに従業員（以下「受給者」といいます）に対して支給する報酬・給与・賞与等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。</p> <p>① 給与（賞与）振込の引落口座は、利用申込書により届け出した預金口座を「振込資金および給与振込手数料決済口座」として登録するものとし、給与振込手数料の引落口座を兼ねるものとします。</p> <p>② 振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の給与振込手数料（消費税等相当額を含みます）をお支払いいただきます。</p> <p>③ 受給者が振込先として指定できる取扱店は、当行の本支店および「全国銀行データ通信システム」加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込を指定できる預金口座（以下「振込指定口座」</p>	<p>(3)本サービスにより Web 伝送を行う場合は、当行所定の振込手数料（消費税等相当額を含みます）、給与振込手数料（消費税等相当額を含みます）、<u>(削除)</u>取消手数料（消費税等相当額を含みます）を支払指定口座から引落します。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5)当行は前記(1)、(2)、(3)の手数料およびその支払方法を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。基本料、振込手数料、給与振込手数料、<u>(削除)</u>、取消手数料以外の本サービスにかかる諸手数料についても、新設または改定する場合があります。</p> <p>第6条～第27条 (省略)</p> <p>第28条 Web 伝送の利用 Web 伝送の利用については、Web アンサー契約者の方で、当行が申込を承諾した方に限らせていただきます。また、利用申込書による届け出により Web 伝送の契約者（以下「伝送契約者」といいます）は、Web 伝送における次のサービスを利用できるものとします。</p> <p>① 総合振込 ② 給与（賞与）振込 <u>(削除)</u> ③ 預金口座振替 ④ 代金回収サービス</p> <p>第29条 総合振込 (省略)</p> <p>第30条 給与(賞与)振込 給与（賞与）振込は、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者と当行の間で締結した「Web 伝送による給与振込に関する契約書」の定めによるものとします。</p> <p>(1) サービスの内容 当行は伝送契約者からの依頼による Web 伝送を利用した、伝送契約者が伝送契約者の役員ならびに従業員（以下「受給者」といいます）に対して支給する報酬・給与・賞与等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。</p> <p>① 給与（賞与）振込の引落口座は、利用申込書により届け出した預金口座を「振込資金および給与振込手数料決済口座」として登録するものとし、給与振込手数料の引落口座を兼ねるものとします。</p> <p>② 振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の給与振込手数料（消費税等相当額を含みます）をお支払いいただきます。</p> <p>③ 受給者が振込先として指定できる取扱店は、当行の本支店および「全国銀行データ通信システム」加盟金融機関の国内本支店とします。また、振込を指定できる預金口座（以下「振込指定口座」</p>	<p>地方税納入サービス終了に伴い記載を削除</p> <p>地方税納入サービス終了に伴い記載を削除</p>
--	---	---

＜ファースト＞ビジネスWeb利用規定 新旧対照表

<p>といいます)は受給者本人名義の普通預金(総合口座、決済用預金を含みます)または当座預金とします。</p> <p>④ 伝送契約者は当行に振込を依頼するにあたって、受給者の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。確認に際し必要がある場合は、当行は伝送契約者に協力するものとします。</p> <p>⑤ 振込依頼は、あらかじめ定められた当行所定の日時までに、当行所定の方法で行ってください。</p> <p>⑥ 当行は、依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。</p> <p>⑦ 受給者に対する給与振込金の支払開始時期は振込指定日の午前10時からとします。</p> <p>⑧ 当行は受給者に対し、入金通知は行いません。</p> <p>⑨ 伝送契約者の依頼に基づき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合、当行は依頼内容について、伝送契約者に照会することがありますので、すみやかに回答してください。当行の照会に対して相応の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑩ 「入金口座該当なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、「振込資金および給与振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、給与振込手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)をいただきます。</p> <p>(2) 依頼方法 伝送契約者のパソコンから、当行所定時間内に当行所定の方法および操作手順に基づいて、所定の内容を正確に入力してください。振込手続きは、当行所定の時間内に受付した依頼データを当行所定の方法により行います。</p> <p>(3) 振込指定日 伝送契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日を指定することができます。なお、当行は伝送契約者に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。</p> <p>(4) 振込限度額</p> <p>① 1日あたりの振込限度額は当行所定の限度額内において、伝送契約者が利用申込書により届け出るものとします。なお、利用申込書の限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。</p> <p>② 1日あたりの振込限度額の対象は、同一日に当行が受付した取引とし給与振込手数料は含みません。 なお、限度額を超えた振込依頼については、当行は受付する義務を負いません。</p> <p>③ 当行は伝送契約者に事前に通知することなくこの限度額を変更することがあります。</p> <p>(5) 振込手続</p> <p>① 振込資金は振込指定日の前々営業日までに「振込資金および給与振込手数料決済口座」に入金するものとします。当行は振込資金を振込指定日前営業日の当行所定の時間に自動引落しします。なお、次のいずれかに該当する場合は、給与(賞与)振込としてのお取扱いができない場合や、振込を中止させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。</p>	<p>いいます)は受給者本人名義の普通預金(総合口座、決済用預金を含みます)または当座預金とします。</p> <p>④ 伝送契約者は当行に振込を依頼するにあたって、受給者の振込指定口座の確認を事前に行うものとします。確認に際し必要がある場合は、当行は伝送契約者に協力するものとします。</p> <p>⑤ 振込依頼は、あらかじめ定められた当行所定の日時までに、当行所定の方法で行ってください。</p> <p>⑥ 当行は、依頼を受けたデータに基づき、振込指定日に振込指定口座に入金するよう振込手続きを行います。</p> <p>⑦ 受給者に対する給与振込金の支払開始時期は振込指定日の午前10時からとします。</p> <p>⑧ 当行は受給者に対し、入金通知は行いません。</p> <p>⑨ 伝送契約者の依頼に基づき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合、当行は依頼内容について、伝送契約者に照会することがありますので、すみやかに回答してください。当行の照会に対して相応の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。</p> <p>⑩ 「入金口座該当なし」等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、「振込資金および給与振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、給与振込手数料(消費税等相当額を含みます)は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料(消費税等相当額を含みます)をいただきます。</p> <p>(2) 依頼方法 伝送契約者のパソコンから、当行所定時間内に当行所定の方法および操作手順に基づいて、所定の内容を正確に入力してください。振込手続きは、当行所定の時間内に受付した依頼データを当行所定の方法により行います。</p> <p>(3) 振込指定日 伝送契約者は振込指定日として、当行所定の銀行営業日を指定することができます。なお、当行は伝送契約者に事前に通知することなく当行所定の銀行営業日を変更することがあります。</p> <p>(4) 振込限度額</p> <p>① 1日あたりの振込限度額は当行所定の限度額内において、伝送契約者が利用申込書により届け出るものとします。なお、利用申込書の限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を振込限度額とします。</p> <p>② 1日あたりの振込限度額の対象は、同一日に当行が受付した取引とし給与振込手数料は含みません。 なお、限度額を超えた振込依頼については、当行は受付する義務を負いません。</p> <p>③ 当行は伝送契約者に事前に通知することなくこの限度額を変更することがあります。</p> <p>(5) 振込手続</p> <p>① 振込資金は振込指定日の3営業日前までに「振込資金および給与振込手数料決済口座」に入金するものとします。当行は振込資金を振込指定日前々営業日の当行所定の時間に自動引落しします。なお、次のいずれかに該当する場合は、給与(賞与)振込としてのお取扱いができない場合や、振込を中止させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。</p>	<p>給振資金決済日の変更に伴う改訂</p>
---	---	------------------------

＜ファースト＞ビジネスWeb利用規定 新旧対照表

<p>A. 振込資金が「振込資金および給与振込手数料決済口座」から払出すことができる金額（当座貸越等のご融資により払出できる金額を含みます）を超え、当行の所定時限までに自動引落としができなかったとき。</p> <p>B. 「振込資金および給与振込手数料決済口座」からの払出しが、Web 伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が「振込資金および給与振込手数料決済口座」より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。</p> <p>C. 伝送契約者から「振込資金および給与振込手数料決済口座」についての支払停止の届け出があり、それにもとづき当行が所定の手続きをとったとき。</p> <p>D. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。</p> <p>② 当行は、本規定－共通編－第7条(12)による依頼内容が確定した場合は、振込指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手の提出は不要とし、振込資金を「振込資金および給与振込手数料決済口座」から自動振替により引落とし、振込手続きを行います。</p> <p>(6) 依頼内容の取消および訂正・組戻し</p> <p>① 伝送契約者が依頼・確定した取引については、インターネットを通じた取消・訂正・組戻しはできません。</p> <p>② 振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者が、当行所定の方法により当行所定の時限までに当行に申出て、当行がやむを得ないものと認めた場合には、当行所定の手続きによりデータの取消を行えるものとします。この場合、取消手数料（消費税等相当額を含みます）をいただきます。</p> <p>③ 振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者がその依頼内容を訂正または組戻し依頼する場合は、「振込資金および給与振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、本条(1)サービスの内容②の給与振込手数料（消費税等相当額を含みます）は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料（消費税等相当額を含みます）をいただきます。</p> <p>④ 当行は、伝送契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。</p> <p>⑤ 上記④の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料（消費税等相当額を含みます）は返却いたしません。</p> <p>第31条 地方税納入サービス</p> <p><u>地方税納入サービスは、下記に定める取扱いによるほか、伝送契約者と当行の間で締結した「Web伝送による地方税納入サービスに関する契約書」の定めによるものとします。</u></p> <p><u>(1) サービスの内容</u></p> <p><u>当行は伝送契約者の依頼に基づき、Web 伝送により契約者が特別徴収義務者として契約者の役員ならびに従業員（以下「従業員」といいます）の市区町村民税・都道府県民税（以下「地方税」といいます）を各地方公共団体に納入する事務の取扱を受託します。</u></p> <p><u>① 納入資金の引落口座は、利用申込書により届け出たサービス利用口座兼お支払指定口座とします。</u></p>	<p>A. 振込資金が「振込資金および給与振込手数料決済口座」から払出すことができる金額（当座貸越等のご融資により払出できる金額を含みます）を超え、当行の所定時限までに自動引落としができなかったとき。</p> <p>B. 「振込資金および給与振込手数料決済口座」からの払出しが、Web 伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が「振込資金および給与振込手数料決済口座」より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。</p> <p>C. 伝送契約者から「振込資金および給与振込手数料決済口座」についての支払停止の届け出があり、それにもとづき当行が所定の手続きをとったとき。</p> <p>D. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。</p> <p>② 当行は、本規定－共通編－第7条(12)による依頼内容が確定した場合は、振込指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手の提出は不要とし、振込資金を「振込資金および給与振込手数料決済口座」から自動振替により引落とし、振込手続きを行います。</p> <p>(6) 依頼内容の取消および訂正・組戻し</p> <p>① 伝送契約者が依頼・確定した取引については、インターネットを通じた取消・訂正・組戻しはできません。</p> <p>② 振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者が、当行所定の方法により当行所定の時限までに当行に申出て、当行がやむを得ないものと認めた場合には、当行所定の手続きによりデータの取消を行えるものとします。この場合、取消手数料（消費税等相当額を含みます）をいただきます。</p> <p>③ 振込の取引において、依頼内容の確定後に伝送契約者がその依頼内容を訂正または組戻し依頼する場合は、「振込資金および給与振込手数料決済口座」のある当行本支店の窓口において当行所定の手続きにより取扱います。この場合、本条(1)サービスの内容②の給与振込手数料（消費税等相当額を含みます）は返却いたしません。また、組戻しについては、当行所定の組戻手数料（消費税等相当額を含みます）をいただきます。</p> <p>④ 当行は、伝送契約者からの訂正・組戻し等の依頼内容に基づき、組戻し依頼または、振込内容の変更依頼の発信処理を振込先口座のある金融機関に行います。</p> <p>⑤ 上記④の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、訂正もしくは組戻しができないことがあります。この場合は、受取人との間で協議してください。なお、この場合の組戻手数料（消費税等相当額を含みます）は返却いたしません。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>地方税納入サービス終了に伴い記載を削除</p>
--	--	----------------------------

＜ファースト＞ビジネスWeb利用規定 新旧対照表

<p><u>② 納入先として指定できる地方公共団体は当行所定の地方公共団体とします。</u></p> <p><u>③ 納入の受付にあたっては、当行所定の方法により、当行所定の取扱手数料（消費税等相当額を含みます）および当該地方税に他の金融機関に納入手続を取り次ぐものがある場合は納入書1枚につき当行所定の地方税取次手数料（消費税等相当額を含みます）をお支払いただきます。</u></p> <p><u>④ 納入依頼は、あらかじめ定められた当行所定の日時まで、当行所定の方法で行ってください。</u></p> <p><u>⑤ 当行は、依頼を受けたデータに基づき、納入指定日に納入先の地方公共団体に納入手続を行います。</u></p> <p><u>⑥ 当行は納入完了後、契約者に対して領収書を交付します。</u></p> <p><u>(2)納入指定日</u> <u>納入指定日は、毎月10日（休日の場合は翌営業日）とします。</u></p> <p><u>(3)納入限度額</u></p> <p><u>① 1日あたりの納入限度額は当行所定の限度額内において、伝送契約者が利用申込書により届け出るものとします。なお、利用申込書の限度額記入欄に限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を納入限度額とします。</u></p> <p><u>② 1日あたりの納入限度額の対象は、同一日に当行が受付した取引とし取扱手数料および地方税取次手数料(以下「取扱手数料等」といいます)は含みません。なお、限度額を超えた納入依頼については、当行は受付する義務を負いません。</u></p> <p><u>③ 当行は伝送契約者に事前に通知することなくこの納入限度額を変更することがあります。</u></p> <p><u>(4)納入手続</u></p> <p><u>① 納入資金は納入指定日の前営業日までに「納入資金および取扱手数料等決済口座」に入金するものとします。当行は納入資金を納入指定日の当行所定時間に自動引落しします。なお、次のいずれかに該当する場合、当行はその納入依頼はなかったものとして取扱いますので、あらかじめご了承ください。</u></p> <p><u>A. 納入資金が「納入資金および取扱手数料等決済口座」から払出すことのできる金額（当座貸越等のご融資により払出しできる金額を含みます）を超え、当行の所定時限までに自動引落しができなかったとき</u></p> <p><u>B. 「納入資金および取扱手数料等決済口座」からの払出しが、Web 伝送によるものに限らず複数ある場合で、その払出し総額が「納入資金および取扱手数料等決済口座」より払出すことのできる金額を超えるときは、そのいずれを払出すかは当行の任意とします。</u></p> <p><u>C. 伝送契約者から「納入資金および取扱手数料等決済口座」について支払停止の届け出があり、それに基づき当行が所定の手続をとったとき</u></p> <p><u>D. 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不相当と認めたとき</u></p> <p><u>② 当行は、本規定―共通編―第7条(2)による取引依頼内容が確定した場合は、納入指定日に、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、当座勘定規定にかかわらず預金通帳、カード、払戻請求書、当座小切手の提出は不要とし、納入資金を「納入資金および取扱手数料等決済口座」から自動振替により引落とし、納入手続を行います。</u></p> <p><u>(5)納入受付不能分の取扱い</u> <u>納入受付不能分がある場合、伝送契約者は別途所定の方法で納入するものとします。</u></p> <p><u>(6)依頼内容の取消</u></p>		
---	--	--

